

環境省環境配慮の方針

(環境基本計画に基づき策定)

政策分野

※環境省政策評価実施計画に沿って推進
※進捗は政策(事後)評価の実施によって管理

オフィス活動分野

※環境省環境マネジメントシステムに沿って推進
※進捗は環境マネジメントプログラムの達成状況の点検によって管理

大臣・副大臣・政務官

事務次官

官房長

部局長

予算要求、機構
定員要求、税制
改正要望等のと
りまとめ部局

政策担当課室

政策評価委員会
(外部の学識経験者等)

最高経営層

(大臣・副大臣・政務官)

環境管理統括者
(事務次官)

官房長、部局長、
地方支分部局及び
施設等機関の長

部局等環境管理責任者
(官房課長及び総括課長)

部局等環境管理推進員
(官房各課及び総括課庶務担当課長補佐等)

環境推進員

(各課室庶務担当課長補佐等)

システム運営部局長等会議

内部監査統括責任者
(大臣官房会計課長)

※環境省では、政策分野・オフィス活動分野の環境配慮の進捗状況について、環境配慮促進法第6条に基づく「環境配慮等の状況」の報告として環境報告書を作成している。

※環境報告書の公表をもって、環境省環境配慮方針の「IV 配慮の方針推進システム(環境管理システム)」に基づく自主的点検の公表としている。